

目黒区移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想推進協議会設置要綱

平成23年5月9日付け目都計第213号決定
令和2年9月4日付け目都計第563号改正
令和5年3月1日付け目都計第1352号改正

(目的及び設置)

第1条 目黒区におけるバリアフリー事業を連続的かつ一体的に推進することを目的として、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）に基づき、目黒区移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 目黒区移動等円滑化促進方針及びバリアフリー基本構想の改定に関すること。
- (2) 特定事業等の進行管理、事後評価に関すること。
- (3) その他、区長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学識経験者 2人以内
- (2) 利用者団体代表 6人以内
- (3) 関係行政機関職員 4人以内
- (4) 関係事業者職員 3人以内
- (5) 交通管理者職員 2人以内
- (6) 区内に居住する者（前5号に掲げる者を除く。） 2人以内（前条第1号に規定する事項を協議する場合に限る。）
- (7) 区職員 3人以内
- (8) その他区長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときは、その職務を代理する。

(協議会の開催)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に協議会への出席又は資料の提出を依頼することができる。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、目黒区都市整備部都市計画課が担当する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

1 この要綱は、平成23年5月9日から施行する。

2 目黒区交通バリアフリー推進基本構想協議会設置要綱（平成14年9月11日付け目都計第190号の7決定）は廃止する。

付 則（令和2年9月4日付け目都計第563号）

この要綱は、令和2年9月4日から施行する。

付 則（令和5年3月1日付け目都計第1352号）

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。